

議案第 4 2 号

白岡市学童保育所条例の一部を改正する条例

白岡市学童保育所条例（平成 5 年白岡町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表東第二児童クラブの項の次に次のように加える。

東第三児童クラブ	白岡市新白岡 2 丁目 2 8 番地 1	4 0 人
----------	----------------------	-------

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

東第三児童クラブを設置することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。